

成年後見制度利用促進基本計画策定検討分科会設置要領

令和 5 年 6 月 8 日
5 葛福福第 168 号
福祉部長 決裁

(趣旨)

第 1 条 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会設置要綱（令和 5 年 5 月 31 日付 5 葛福く第 16 号区長決裁）第 9 条の規定に基づき設置する、成年後見制度利用促進基本計画策定検討分科会（以下「分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第 2 条 分科会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 葛飾区地域福祉計画に包含される成年後見制度利用促進基本計画の策定の検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、成年後見制度利用促進基本計画の策定に関して、福祉部長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 分科会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 成年後見制度利用者支援関係団体 10 名程度
- (2) 社会福祉協議会（成年後見センター） 2 名程度
- (3) 福祉管理課長
- (4) くらしのまるごと相談課長
- (5) 高齢者支援課長
- (6) 成年後見制度関係各課職員

(組織)

第 4 条 分科会に会長及び副会長を置く。

- 2 分科会の会長は、福祉管理課長をもって充てる。
- 3 分科会の会長は、分科会を代表し、会務を統括する。
- 4 分科会の副会長は、高齢者支援課長をもって充てる。
- 5 分科会の副会長は、分科会の会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 分科会は、会長が招集する。

- 2 分科会は、必要があると認めるときは、会員以外の者を分科会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年6月8日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。